

## 農地法第5条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第7号 1番
1. 立地基準	農地区分 (該当事由)	第3種農地 (水道管・下水道管理設 道路の沿道。概ね500m以 内に2以上の教育施設あ り)
	※第2種農地の場合 代替性 の検討 法4-2①②/法5-2①②	—
2. 一般基準	転用行為実施に必要な資力・ 信用 法4-2③/法5-2③	有 (残高証明・保証審査 済通知書添付)
	申請地につき転用行為の妨げ となる権利を有する者の同意 法4-2③/法5-2③	該当なし
	許可後遅滞なく申請の用途に 供する見込み 則47①/則57①	有
	申請事業施行に関し他法令許 認可の見込み 則47②/則57②	有
	申請地と一体利用する土地を 利用できる見込み 則47③/則57③	該当なし
	申請面積が適正 則47④/則57④	適正 (事業計画)
	申請の事業が土地造成のみ (一部例外あり) 則47⑤/則57⑤	該当なし
	周辺の営農条件への影響 (現地調査報告) 法4-2④/法5-2④	
3. その他特記すべきこと		

注) 法：農地法 則：農地法施行規則

非農地証明願 議案審議資料

判断基準		議案第8号 1番	
①	すべてを満たす	農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない。）	該当
		基盤整備事業の実施等の計画がない	該当
		違反転用していない（許可条件違反を含む）	該当
	いずれかを満たす	森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難	該当
		上記以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる。	
②	転用許可不要案件		
③	自然災害により耕作が不可能となった農地で、農地への復旧が著しく困難であると認められる		
④	すべてを満たす	その土地を農地に該当しないと判断しても、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるなどの影響が特段見込まれない	
		農地に該当しない状態が20年を超える	
		農地法第51条第1項の規定による処分の対象となった土地でない	
		農用地区域内ではない	